

即時抗告の提起期間を3日と定める刑事訴訟法の規定は違憲であるとされた事例(韓国憲法裁判所2018年12月27日決定(2015헌마77等)) [補遺]

Appendix to Case Note: Case on the Constitutionality of the Time Limit for Filing on an Immediate Appeal [Decision of the Constitutional Court of Korea, 2015Hun-Ba77(December 27, 2018)]

氏家 仁
Hitoshi UJIIE

1 はじめに

本誌前号において、即時抗告の提起期間を3日と定める韓国刑事訴訟法405条¹の規定は、「即時抗告の提起期間を余りにも短く定めることによって、実質的に即時抗告の提起を困難にし、即時抗告制度を単なる形式的かつ理論的な権利としてだけ機能するようにすることによって、憲法上の裁判請求権を空虚にさせるため、立法裁量の限界を逸脱して裁判請求権を侵害する規定である。」と判示した韓国の憲法裁判所の憲法不合致決定(韓国憲法裁判所2018年12月27日決定(2015헌마77等)。以下「本決定」という。)を邦訳し、若干の解説を付した(以下「前稿」という。)²。なお、本決定は、即時抗告の期間制限がなくなることによって混乱が招来されるおそれがあるなどとして、2019年12月31日を時限として改善立法がある時まで、同条の暫定適用を命じている。したがって、国会は、遅くとも同日までに改善立法をしなければならず、その時まで改善立法がなされなければ、同条は、2020年1月1日にその効力を喪失することになる。

前稿の脱稿時点(平成31年1月31日)においては、改善立法について併せて紹介することはできなかった。そこで、前稿の補遺として、本決定を契機とする改善立法等の立法の動きについて概観することとする。

2 改善立法の成立経過

(1) 法案の提出

まず、本決定から約1週間後の2019年1月2日、趙應天議員代表發議「刑事訴訟法一部改正法律案」(議案番号:17991)が国会に提出された。同法案は、即時抗告の提起期間を従前の「3日」から「7日」に改正することを内容とするものである(405条)。これは、本決定において求められた改善立法に関する法案である。

これに加えて、同年1月22日、^{チェ・ドジヤ}崔道子議員代表発議「刑事訴訟法一部改正法律案」（議案番号：18289）が国会に提出された。同法案は、本決定で問題となった即時抗告ではなく準抗告の提起期間に関するものであり、その提起期間を従前の「3日」から「1週」に改正することを内容とするものである（416条3項）。

ただ、同法案の「提案理由及び主要内容」をみると、本決定に触れたうえで、「準抗告の提起期間もまた、即時抗告の提起期間と異に解する理由がないため、準抗告の提起期間を1週間に改正して違憲的要素をあらかじめ除去し、被告人の裁判請求権を保護するためのものである」としており、本決定を契機とする法改正であるといえるため、併せて紹介することとする。

ここで、韓国刑訴法における準抗告制度について、簡単に概観しておくことにする³。まず、準抗告には、裁判長または受命法官の裁判に対するもの（416条）と捜査機関の処分に対するもの（417条）がある。また、前者は、その法官所属の法院に裁判の取消または変更を請求するものであり、後者は、捜査機関の処分の取消または変更を請求するものである。それゆえ、下級法院の裁判に対して上級法院に不服を申し立てるものではないという点で、厳密な意味における抗告には含まれない⁴。なお、準抗告に提起期間が定められているのは前者に限られるため、以下、後者については、説明を割愛する。

つぎに、準抗告の対象となる裁判（416条1項）は、①「忌避申請を棄却する裁判」（1号）、「拘禁、保釈、押収又は押収物還付に関する裁判」（2号）、「鑑定するために被告人の留置を命ずる裁判」（3号）、「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対して過怠料又は費用の賠償を命ずる裁判」（4号）である。

また、準抗告の手続をみると、書面で管轄法院に提出すること（418条）、請求があった場合には、地方法院合議部で決定をすること（416条2項）、「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対して過怠料又は費用の賠償を命ずる裁判」については、請求期間内及び請求があったときには裁判の執行が停止されること（同条4項）、準抗告につき、409条⁵、413条⁶、414条⁷、415条⁸の規定が準用されること（419条）が定められている。

このような準抗告の意義、対象となる裁判及び手続については、我が国の準抗告制度と大きく異なるところはないものといえる。

そして、準抗告の提起期間をみると、「裁判の告知があった日から3日以内にしなければならない」とされていた(416条3項)。我が国では、日本刑訴法429条1項4号及び5号の裁判に対する準抗告については、韓国と同じく「3日以内」という提起期間が定められているものの(同条4項)、その他の裁判(同条1項1号ないし3号)については、原則として提起期間はなく、裁判の取消し、変更をする実益がなくなれば、準抗告の利益が失われ、申立てが不適法となるにすぎない⁹。これは、同項1号ないし3号の裁判は、通常抗告の性質を、同項4号及び5号の裁判は、即時抗告の性質を持っているからであるとされる¹⁰。

このように我が国では、韓国とは異なり、準抗告の対象となる全ての裁判に対して3日という提起期間が定められているわけではなく、即時抗告の性質を持っているものに限られる。とはいえ、本決定において3日という即時抗告の提起期間では短すぎるとした理由は、我が国の準抗告のように一部の裁判に限定して提起期間を定めている場合であっても妥当するものといえよう。それゆえ、即時抗告のみならず、準抗告の提起期間についても、本決定を契機とした韓国の法改正が我が国に与える示唆は、決して小さいものとはいえないだろう。

(2) 法制司法委員会における代案

前述した即時抗告の提起期間に関する法案及び準抗告の提起期間に関する法案は、いずれも2019年7月16日、法制司法委員会に上程され、法案審査第1小委員会に回付された。そして、同小委員会において、同年11月21日、両法案は、いわゆる逮捕(拘束を含む)に伴う被疑者捜索に関連する刑訴法改正案¹¹と統合して、法制司法委員会の代案として提案することに決し、同委員会は、同月27日、同代案を可決した。

(3) 成立した改正刑訴法

この法制司法委員会の代案(議案番号:23978)は、2019年12月27日の国会本会議(第373回第1次)に上程され、可決、成立された。そして、同月31日、法律16850号として公布され、即日施行された(附則参照)。

さいごに、本補遺に関連する改正刑訴法の新旧対照表は、次のとおりである。

改正後	改正前
第405条（即時抗告の提起期間） 即時抗告の提起期間は、 <u>7日</u> とする。	第405条（即時抗告の提起期間） 即時抗告の提起期間は、3日とする。
第416条（準抗告）①、②（現行と同じ） ③第1項の請求は、裁判の告知があった日から <u>7日</u> 以内にならなければならない。 ④（現行と同じ）	第416条（準抗告）①、②（省略） ③第1項の請求は、裁判の告知があった日から3日以内にならなければならない。 ④（省略）
附則 第1条（施行日） 本法は、公布した日から施行する。 第2条（即時抗告及び準抗告の提起期間に関する適用例） 第405条及び第416条第3項の改正規定は、本法施行当時、従前の規定による即時抗告及び準抗告の提起期間が経ていない場合にも適用する。	

（4）軍事法院法の改正

前述した刑訴法の改正と時をほぼ同じくして、軍事法院法の改正もなされた。同法は、「……軍事裁判を管轄すべき軍事法院の組織、権限、裁判官の資格及び審判手続並びに軍検察の組織、権限及び捜査手続を定めることを目的とする」ものである（1条）。

まず、2019年1月2日、^{キム・サムフ}金三和議員代表発議「軍事法院法一部改正法律案」（議案番号：17993）が国会に提出された。同法案は、同法上の即時抗告の提起期間を従前の「3日」から「7日」に改正することを内容とするものである（455条）。

また、前述した刑訴法の改正と同様に、同年1月24日、軍事法院法上の準抗告の提起期間を従前の「3日」から「7日」に改正する内容の金三和議員代表発議「軍事法院法一部改正法律案」（議案番号：18311）が国会に提出された（465条3項）。

両法案の「提案理由及び主要内容」をみると、いずれも、本決定にも触れていることから、本決定を契機とする法改正であるといえるため、併せて紹介することとする。

即時抗告の提起期間を3日と定める刑事訴訟法の規定は違憲であるとされた事例 41
(韓国憲法裁判所2018年12月27日決定(2015헌마77等))〔補遺〕

両法案について、法制司法委員会は、同年11月27日、同法に対する他の改正案と統合した委員会の代案を可決した(なお、法制司法委員会における審議の経過は、2(2)で述べた刑訴法改正案と同じである)。

そして、同代案(議案番号:23979)は、2020年1月9日の国会本会議(第374回第2次)に上程され、可決、成立された。なお、脱稿日現在、本法については、公布されていない。

さいごに、本補遺に関連する改正軍事法院法の新旧対照表は、次のとおりである。

改正後	改正前
第455条(抗告の提起期間) 即時抗告の提起期間は、 <u>7日</u> とする。	第445条(抗告の提起期間) 即時抗告の提起期間は、3日とする。
第465条(準抗告)①、②(現行と同じ) ③第1項の請求は、裁判が告知された日から <u>7日</u> 以内にしなければならない。 ④(現行と同じ)	第465条(準抗告)①、②(省略) ③第1項の請求は、裁判が告知された日から3日以内にしなければならない。 ④(省略)
附則 第1条(施行日) 本法は、公布した日から施行する。 第2条(即時抗告及び準抗告の提起期間に関する適用例) 第455条及び第465条第3項の改正規定は、本法施行当時、従前の規定による即時抗告及び準抗告の提起期間が経ていない場合にも適用する。	

(令和2年1月31日脱稿)

【追記】脱稿後、2(4)で述べた改正軍事法院法は、2020年2月4日、法律16926号として公布され、即日施行された(附則参照)。

¹ なお、本稿においては、2(4)を除き、韓国の刑事訴訟法の条文を摘示する場合には、条文番号のみを記し、我が国の刑事訴訟法を摘示する

場合には、その旨を記すこととする。

² 拙稿「即時抗告の提起期間を3日と定める刑事訴訟法の規定は違憲であるとされた事例（韓国憲法裁判所2018年12月27日決定（2015헌마77等）」本誌36号（2019年3月）65頁以下。

³ 韓国と我が国の即時抗告制度についての簡単な概観については、前稿66頁の4参照。

⁴ 申東雲『간추린 新刑事訴訟法 [第11版]』（法文社，2019年）716-7頁。

⁵ 409条（普通抗告と執行停止）「抗告は、即時抗告のほかには、裁判の執行を停止する効力はない。ただし、原審法院又は抗告法院は、決定で、抗告に対する決定がある時まで、執行を停止することができる。」

⁶ 413条（抗告棄却の決定）「第407条の規定に該当する場合に原審法院が抗告棄却の決定をしなかったときには、抗告法院は、決定で、抗告を棄却しなければならない。」

⁷ 414条（抗告棄却と抗告理由の認定）「①抗告を理由がないものと認めたときには、決定で、抗告を棄却しなければならない。

②抗告を理由あるものと認めたときには、決定で、原審決定を取り消し、必要な場合には、抗告事件に対して直接裁判をしなければならない。」

⁸ 415条（再抗告）「抗告法院又は高等法院の決定に対しては、裁判に影響を及ぼす憲法・法律・命令又は規則の違反があることを理由とするときに限って大法院に即時抗告をすることができる。」

⁹ 伊丹俊彦＝合田悦三編『逐条実務刑事訴訟法』（立花書房，平成30年）1190頁〔渡邊史朗〕。

¹⁰ 石丸俊彦ほか『刑事訴訟の実務（下）〔三訂版]』（新日本法規，平成23年）650頁〔仙波厚〕。すなわち、「これらの裁判（筆者注：日本刑訴法429条1項4号及び5号）については、裁判所が行う場合の不服申立てが即時抗告であることとの権衡等から、準抗告の期間が3日とされている。」のである（伊丹ほか編・前掲注9）1190頁〔渡邊〕。

¹¹ なお、被疑者捜索に関連する改正についても、別の憲法裁判所の憲法不合法決定を契機とするものである。この憲法不合法決定及びそれに伴う法改正もまた、我が国にとって示唆に富むものであるから、他日を期して紹介することとしたい。